

3 平成十八年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に、法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスを行う事業（法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四十条第三項に規定する身体障害者デイサービスを行う事業に限る。）に従事していた者は、新介護保険法施行規則第百十三号の二第二号ロに規定する事業に従事者とみなす。

4 平成十八年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に、法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護を行う事業に従事していた者は、新介護保険法施行規則第百十三号の二第三号ロに規定する事業に従事者とみなす。

5 施行日前に法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条において「旧身体障害者福祉法」という。）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設を除く。）、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」という。）第五十条の二第二項に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条において「旧知的障害者福祉法」という。）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設の従業者又はこれに準ずる者であったものは、新介護保険法施行規則第百十三号の二第二号イに規定する施設の従業者又はこれに準ずる者とみなす。

6 施行日前に旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設、旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設（法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行うものに限る。）及び旧知的障害者福祉法第二十一条の規定する知的障害者更生施設の従業者であった者は、新介護保険法施行規則第百十三号の二第二号イに規定する施設の従業者とみなす。

第三十条 身体障害者補助犬法施行規則の一部改正
第三十条 身体障害者補助犬法施行規則（平成十四年厚生労働省令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中、「第四条の二第四項」を、「第四条の二第三項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

第三条第三項中、「第四条の二第四項」を、「第四条の二第三項」に改める。

（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）
第三十一条 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。
身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 身体障害者福祉センター（第十三条―第二十四条）

第三章 補装具製作施設（第二十五条―第二十八条）

第四章 盲導犬訓練施設（第二十九条―第三十二条）

第五章 視聴覚障害者情報提供施設（第三十三条―第四十二条）

附則

第一章中、「身体障害者更生援護施設」を、「身体障害者社会参加支援施設」に改める。

第二章第二項中、「第六十五条」を、「第十三条」に改める。

第二章から第五章までを削る。

第六十五条第一号中、「身体障害者更生援護施設」を、「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第二号中、「障害者デイサービス（障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスをいう。次号において同じ。）を行う事業を行うとともに」を、「創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進」に、「福祉の増進を図る」を、「が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、第六章中同条を第十三条とする。

第六章中第十三条を第十四条とし、第六十七号から第七十二号までを五十一号ずつ繰り上げる。

第七十三号を次のように改める。

（施設長の責務）
第七十三条 身体障害者福祉センターの施設長は、当該身体障害者福祉センターの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 身体障害者福祉センターの施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第六章中第七十三号を第二十一条とし、同条の次に次の三号を加える。

（勤務体制の確保等）
第二十二号 身体障害者福祉センターは、利用者に対し、適切な支援を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターの職員によって支援を行わなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 身体障害者福祉センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）
第二十三号 身体障害者福祉センターは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 身体障害者福祉センターは、当該身体障害者福祉センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（身体障害者福祉センターが利用者に対する金銭の支払の範囲等）
第二十四号 身体障害者福祉センターが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者から支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに当該利用者から金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者の同意を得なければならない。

第六章を第二章とする。

第七章中第七十四号を第二十五条とし、第七十五号を第二十六条とし、第七十六号を第二十七条とする。

第七十七号中、「第三十一条、第三十二条、第四十七条及び第七十二条」を、「第二十条から第二十二号まで及び第二十四号」に改め、第七章中同条を第二十八号とする。

第七章を第三章とする。

第八章中第七十八号を第二十九条とし、第七十九号から第八十一条までを四十九号ずつ繰り上げる。

第八十二条中、「第三十一条、第三十二条、第三十四条、第四十七条及び第七十二条」を、「第二十条から第二十四条まで」に改め、第八章中同条を第三十三号とする。

第八章を第四章とする。

第九章中第八十三号を第三十四条とし、第八十四号から第八十六号までを四十九号ずつ繰り上げる。

第八十七号第一項第四号中、「貸出閲覧員」の下に、「又は情報支援員」を加え、同項第五号中、「校正員」の下に、「又は音声訳指導員」を加え、第九章中同条を第三十八号とする。

第九章中第八十八号を第三十九条とし、第八十九号を第四十条とし、第九十号を第四十一条とする。

第九十一条中、「第三十一条、第三十二条、第三十四条第二項、第四十七条及び第七十二条」を、「第二十条から第二十二号まで、第二十三号第二項及び第二十四号」に改め、第九章中同条を第四十二条とする。